

三位一体の改革に関する意見

先の衆議院議員総選挙において、小泉内閣が推進してきた「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革への取組みに対し、国民の強い支持が示された。この民意を実現するため、「国から地方へ」の改革の要である三位一体の改革を、今後とも強力に推進していかなければならない。

しかし、10月17日に関係各省が内閣官房に提出した地方の国庫補助負担金改革案に対する回答は、省益にとらわれ現行の国庫補助負担金を維持するという、全くの「ゼロ回答」であった。

また、中央教育審議会はその答申において、義務教育費国庫負担制度の維持を明記する方針であり、財務省においては施設整備に関する国庫補助負担金の廃止・税源移譲に頑なに反対するなど、今年の政府・与党合意や地方の意見を全く無視した、三位一体の改革を頓挫させる行為が見受けられる。

よって、ここに改めて、三位一体の改革の実現に向けた指定都市市長会の意見を表明し、国に対して、これらの地方の意見を真摯に受け止め、地方とともに住民のための真の地方分権の実現に不退転の決意で取り組むよう強く要請する。

- 1 平成18年度までの第1期改革において、まずは所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
- 2 国庫補助負担金改革については、地方の改革案に沿って実施すること。
 - 生活保護・児童扶養手当の国庫負担率引き下げは、地方への負担転嫁に過ぎないため、絶対に行わないこと。
 - 義務教育費国庫負担金については、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、廃止して税源移譲すること。
 - 施設整備に関する国庫補助負担金については、その財源が国債であったとしても国税をもって償還されることを踏まえ、廃止して税源移譲すること。
- 3 地方交付税改革については、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- 4 真の地方分権を実現するためには、第1期改革だけではその規模、内容とも不十分であるため、平成19年度以降も第2期改革として更なる改革を推進すること。

平成17年10月21日

指定都市市長会

会長 松原 武久

『生活保護・児童扶養手当の国庫負担率引き下げには断固反対』

- ◆ 生活保護・児童扶養手当の国庫負担率引き下げは、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁に過ぎない。
- ◆ 国の「地方負担を増やすことにより保護率を下げるというインセンティブが働く」との考え方には、過去の事例から見てもまったく根拠がない。
- ◆ 生活保護制度は、制度創設から半世紀を経過し制度疲労を起こしているものであり、時代に即した制度とするための抜本的な改革こそが必要である。
- ◆ 国においては生活保護受給者を国民健康保険に加入させる検討を行っている、との報道が一部なされている。
- ◆ しかし、現在でも地方は、国民健康保険に多額の基準外繰り出しを行って必死で支えている状況であり、生活保護受給者の医療扶助を国民健康保険の中で対応することは財政基盤のさらなる悪化につながるため、断固反対する。

『義務教育費国庫負担金は廃止して税源移譲すべき』

- ◆ 義務教育費国庫負担金については、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、廃止して税源移譲すべきである。
- ◆ 義務教育費国庫負担制度は、教職員給与費等について、国がその2分の1を負担する制度であったが、昭和60年度以降、国の財政負担の縮減のため一般財源化が図られてきており、現在では経常的な義務教育費における国庫負担率は3割にも満たない状況である。
- ◆ 地方が経常的な義務教育費の大半を負担している現状を踏まえれば、義務教育費国庫負担金を廃止し税源移譲しても何ら問題ないばかりか、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開することにより教育水準の向上を図るには、是非とも廃止し税源移譲すべきである。
- ◆ また、現段階における中央教育審議会の答申案では、義務教育費国庫負担金の堅持が明記されたが、これは、審議会における少数意見や地方案を真摯に受け止めるという政府の方針を全く無視した暴挙であり、絶対に許されない。